

金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の  
敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
環境開発（株） 新保町処理工場	金沢市 新保町	ラ 25 番地 ほか 43 筆	山林ほか	11,538	ごみ処理施設 76.0 t / 日

理由

環境開発(株)新保町処理工場は、管理型埋立処分場（3 箇所）と焼却炉（2 基）を有する廃棄物処理場である。

昭和 61 年 3 月 10 日と平成 4 年 11 月 9 日に建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設（焼却炉）として許可された施設である。

今回、廃棄物を積替え保管場所で分別し、リサイクル可能なものは隣接の住吉町工場（リサイクル工場）へ搬出する。その際、新設の破砕機で破砕処理を行い、減容化する。

当施設は、市街化調整区域に位置しており、この施設の設置に当り、関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

以上のことから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないと判断する。